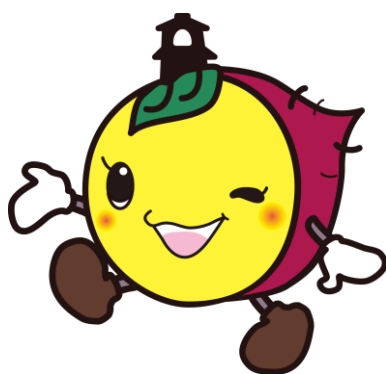


川越市環境マネジメントシステム 実施報告書 (令和5年度)



川越市マスコットキャラクター ときも

令和6年11月
川越市



はじめに



近年、地球温暖化を起因とする気候変動の影響により、国内外において深刻な自然災害が多発しており、地球温暖化を防止するためには、2050年脱炭素社会の実現が求められています。

本市では、令和3年5月に「小江戸かわごえ脱炭素宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向けて取り組むこととしており、地球温暖化をはじめとする環境問題の解決に積極的に取り組むため、独自の環境マネジメントシステムを導入しています。このシステムにおいては、環境負荷の低減、環境に影響を及ぼす可能性のある設備の日常管理や事故・汚染の防止、公共工事における環境配慮、環境に関する施策の推進などを展開し、省エネ・省資源に努めています。

この度、本市環境マネジメントシステムに基づく令和5年度の実施状況をまとめた報告書が完成しましたので、御一読いただき、システムの更なる改善のための御意見を賜れば幸いです。引き続き皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

令和6年11月 川越市長 川合善明



目次

第1部 環境マネジメントシステム

第1章 システムの概要	1
1. 川越市環境マネジメントシステムとは	1
2. 環境方針	2
3. 運用方法・推進体制	3
第2章 実施状況	4
1. 環境方針への適合状況	4
2. 教育・訓練の実施（緊急事態訓練含む）	5
3. 環境に関する意見・苦情等	5
4. 環境監査	6
5. 市長見直し	6
6. 環境に関する取組経過一覧（過去5年の取組）	7
第3章 公共施設全体の取組	8
1. 公共施設全体の環境目標	8
2. 公共施設全体の環境目標の取組結果	9
3. 所属の取組状況	14
4. 環境関連法規制等の順守状況	15

第4章 環境に与える影響が大きい施設の法規制等順守状況	17
1. 東清掃センターの取組	17
2. 資源化センターの取組	18
3. 小畔の里クリーンセンターの取組	19
4. 環境衛生センターの取組	20

第2部 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第1章 市役所における取組状況	21
1. 温室効果ガスの排出削減目標	21
2. 部局ごとの温室効果ガス排出量	21
3. 算定項目別温室効果ガス排出量	22
第2章 消防組合における取組状況	23
1. 温室効果ガスの排出削減目標	23
2. 部局ごとの温室効果ガス排出量（エネルギー起源及びその他ガス）	23
3. 算定項目別温室効果ガス排出量	23

第3部 令和4年度実施報告書に対する市民意見…24

市民意見様式

第1部 環境マネジメントシステム

第1章 システムの概要

1. 川越市環境マネジメントシステムとは

川越市環境マネジメントシステム（以下、「川越市 EMS」という）とは、「市役所と消防組合が環境にやさしい取組を継続的に、かつ効果的に行うための仕組み」です。

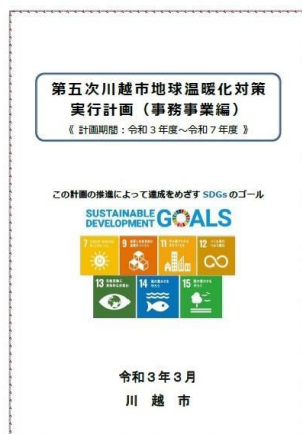
川越市には環境に関する計画が複数あります。それらのほとんどは 5 年後や 10 年後に川越市が目指す環境像が示されています。その計画を一步ずつ達成していくため、年度ごとに目標を設定し、進捗状況を確認し、取組が不調な時には速やかに改善を図るためのルールを定めているのが、川越市 EMS です。

市役所及び消防組合は、一事業者として、また行政として、市民や事業者のお手本とならなければいけません。そこで、数ある環境に関する計画の中でも、市役所の職員が業務の中で取り組むべき環境配慮について定めた「川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と、その消防組合版である「川越地区消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を重点的にマネジメント（管理）しています。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は市役所と消防組合がそれぞれ作成している計画で、市役所や消防組合の施設や業務から発生する温室効果ガスの削減目標、温室効果ガス排出量を削減するためのエネルギー削減目標、エネルギー削減のための具体的な行動などが定められています。

川越市 EMS では、この計画に定められているエネルギー使用量削減目標（電力使用量、ガソリン使用量、その他燃料使用量、コピー用紙購入量、水道使用量）について、年度ごとの目標値を設定し、公共施設全体の環境目標として取り組んでいます。



川越市版



消防版

2. 環境方針

市長は、環境の保全・創造の取組に関する基本理念・基本方針を定め、市の内外に表明し、環境方針に沿った環境保全・創造の活動を継続的に推進していきます。

【基本理念】

川越市は、現在の環境を保全し、さらにより良い環境を創造して、次の時代を生きる私たちの子孫に引き継いでいかななくてはならないと認識します。

近年、地球温暖化の影響と考えられる自然災害、熱中症、感染症など、様々なリスクが高まっており、地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題の一つとなっています。また、私たちの生活に影響が大きいエネルギー問題への関心が高まっており、これまでも増して地域の自然的・社会的条件に応じた、実効性のある取組が不可欠となっています。

よって、川越市は、地域の環境の保全とより良い環境の創造に向けて率先して行動し、その取組を地域全体に広げていくことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していきます。

【基本方針】

川越市は、「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会実現に向けた取組をはじめとして、環境に影響を与える要因を継続的に改善することによって、環境に配慮した自治体であることをめざします。

1. 「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。
2. 事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。
3. システムの継続的な改善及び適切な管理と事故への備えによる環境汚染の予防に努めます。
4. 環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。
5. 環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。
また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。
6. 全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。
7. 基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めていきます。

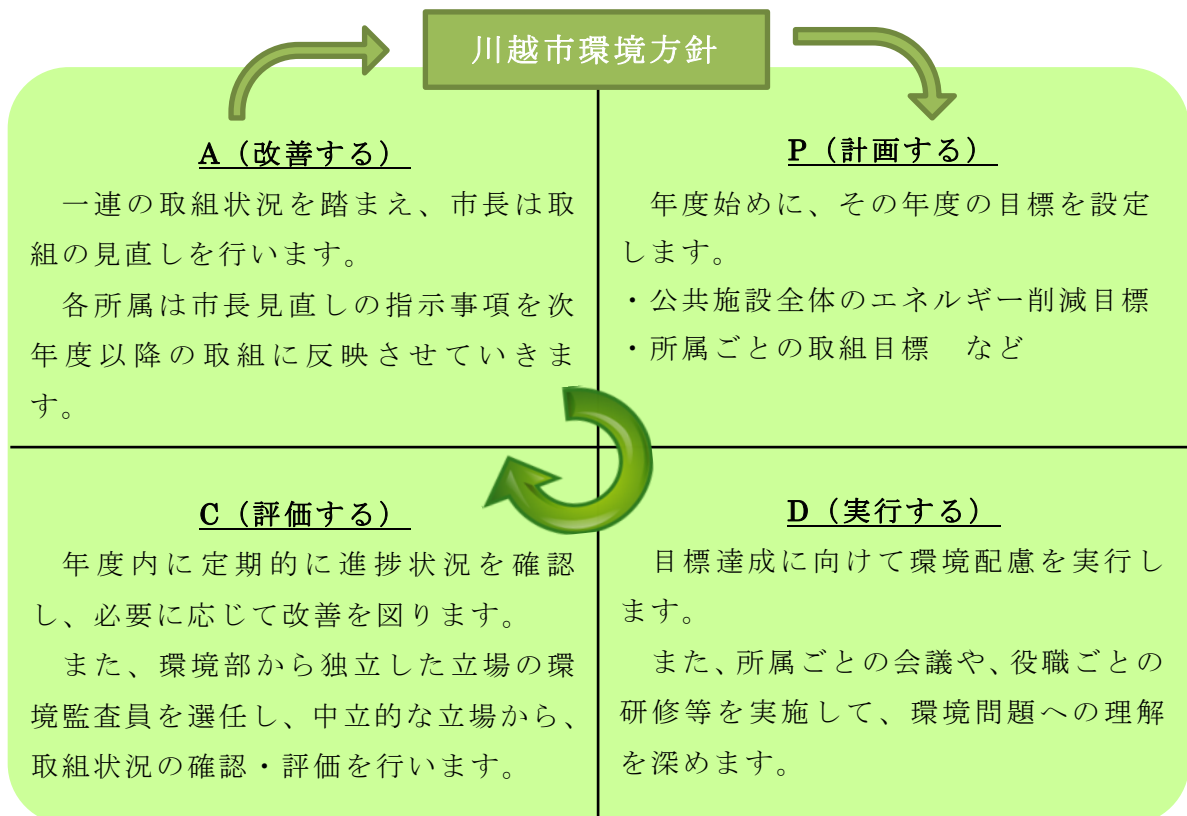


3. 運用方法・推進体制

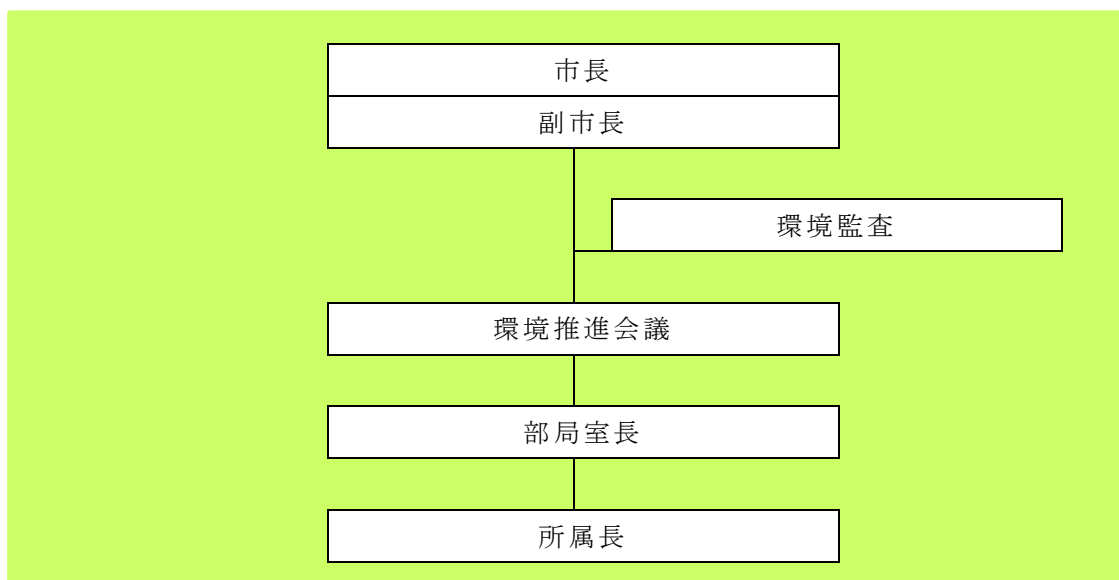
川越市 EMS は PDCA サイクルを用いて取組の管理をしています。PDCA サイクルとは、Plan（計画する）、Do（実行する）、Check（評価する）、Action（改善する）というサイクルを継続することで、取組を管理していく仕組みで、環境マネジメントシステムに限らず、様々なビジネスの管理に取り入れられている手法です。

川越市 EMS の PDCA サイクルでは、下記のような取組を行います。

〔PDCA サイクルイメージ図〕



〔推進体制図〕



第2章 実施状況

1. 環境方針への適合状況

環境方針への適合状況とは、市長が内外に表明している環境方針に沿って、システムが機能しているかを評価したものです。

1	「小江戸かわごえ脱炭素宣言」に基づき、国や他の自治体とともに「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会を目指し、市民・事業者・民間団体と力をあわせて地球温暖化対策の推進に努めます。
	＜評価＞「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の脱炭素社会の実現に向けて、事業者と連携協定を締結する等、地球温暖化対策の推進に努めています。
2	事務・事業の重要性や、それらが環境に与える様々な影響を十分認識した上で、適切な環境配慮を行います。特に、エネルギー使用の合理化と環境負荷の低減を図ります。
	＜評価＞市の事務・事業において環境に影響を与える要因の改善を図っていますが、令和5年度は5つの目標の内、3つの目標を達成できていません。 ⇒詳細については第3章に記載。
3	システムの継続的な改善及び適切な管理と事故への備えによる環境汚染の予防に努めます。
	＜評価＞必要に応じてシステムの見直しを行い、事故への対応について確認・訓練を実施しています。
4	環境に関する法規法令、条例、協定その他の合意事項を順守するとともに、自ら定めた環境への取組を率先して進めます。
	＜評価＞環境に関する法規制等については、適正に順守されています。
5	環境基本計画などの各種計画に従って、技術的・経済的に可能な範囲で達成すべき目的及び目標を定めます。また、取組の成果を内外に公表し、意見を反映させることによって、目的及び目標の見直しを図ります。
	＜評価＞環境基本計画などの各種計画に従って、目的及び目標を設定しています。また、取組の成果を内外に公表し、見直しを図っています。
6	全職員・本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に、継続的に教育・訓練を行います。
	＜評価＞職員研修や職場会議等を通して、全職員及び関係者に環境に関する教育・訓練を行っています。

7	基本理念、基本方針を踏まえて全職員が環境に配慮した活動を行うとともに、本市の委託業務を行う事業者・本市の施設を利用する個人及び団体に協力を求めています。
	＜評価＞庁内に環境方針のポスターを掲示し、常に基本理念及び基本方針を踏まえた活動が行われるようにしています。

2. 教育・訓練の実施（緊急事態訓練含む）

令和5年度は以下のとおり環境に関する教育・訓練を実施しました。

研修名	対象	回数	参加人数※
職場会議	所属職員	随時	—
新規採用職員研修	新規採用職員	2回	119人
昇任者環境問題研修①	主任相当職に昇任した者	1回	54人
昇任者環境問題研修②	副主幹相当職に昇任した者	1回	43人
昇任者環境問題研修③	課長相当職に昇任した者	1回	15人
教養研修	全正規職員	1回	47人
環境監査員養成研修	新任環境監査員	1回	8人
エコ推進員研修	新任エコ推進員	1回	98人
緊急事態訓練	管財課・会計室 他	随時	—

※昇任者研修①、②、③及びエコ推進員研修に関しては動画配信形式にて実施

3. 環境に関する意見・苦情等

システムの継続的な改善を図るために、市民の方々や職員からの意見・苦情等を市長の見直しに資する情報として提供しています。

令和5年度に、市民意見箱やインターネット、各課窓口への問い合わせ等を通して市民の方から寄せられたご意見・ご要望・苦情等は、2,646件ありました。主なご意見等は以下のとおりです。対応は関係課で行っています。

・野焼き、砂埃による大気問題について	・工事の音、重機の振動について
・ごみ出しのマナー、不法投棄について	・樹木の越境、剪定、伐採について
・アライグマの防除、野鳥の糞害について	・動物の死がいについて
・屋外広告物について	・ごみ屋敷について
・市内の緑化、緑地保全について	・路上喫煙について

4. 環境監査

環境監査は、川越市 EMS が適切に構築されており、法的要求事項及びその他の取決め、マニュアル、環境方針並びに目的及び目標に適合した運用がなされ、有効かつ妥当なものであるかどうかを定期的に検証するために実施し、市長に報告しています。

環境監査員は、環境統括監査員を含め 22 名（令和 5 年度）で、システムの維持運営及び監査の実施にふさわしい能力を持つ者を市長が任命しています。また、環境部から独立した組織で、責任と権限を持っています。

令和 5 年度環境監査における、指摘事項及びグッドポイントの主なものは以下のとおりです。

指摘事項	・指摘事項なし
グッド ポイント	・手引きの送付を廃止し、QRコードを読み取り、ホームページ上で確認するように運用を変更した。 ・学童の入室申込みに電子申請を取り入れた。 ・キャッシュレス決済を導入した。 ・会議の際、ペットボトルの水を出すことを取りやめ、マイボトルの持参を依頼している。 ・環境月間（6 月）等に環境に関する本の展示コーナーを設け、環境への意識啓発を行った。

5. 市長見直し

市長は、毎年 1 回、川越市 EMS が継続して妥当でかつ効果が上がるように機能しているかどうかを確認するために、次年度の予算要求及び予算編成に合わせ、見直しを行います。

令和 4 年度の実施状況を踏まえた、令和 5 年度の市長による見直しは、令和 5 年 11 月 28 日に実施され、下記の 1 点が新たな方針となりました。

方 針	会議等においては、会議資料をパソコンで閲覧するなどして、ペーパーレス会議を徹底すること。
対応状況	ペーパーレス会議の徹底について全庁に通知を行い、DX 及び脱炭素社会実現に向けたペーパーレス化に取り組みました。 今後も、ペーパーレス会議を徹底し、全庁に定着するよう促していきます。

6. 環境に関する取組経過一覧（過去5年の取組）

年度	実施内容
令和元年度	・川越環境保全連絡協議会と連携した市内事業者に対する環境経営の取組の推進
令和2年度	・第五次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
令和3年度	・小江戸かわごえ脱炭素宣言
令和4年度	・武州ガス株式会社及び東京ガス株式会社と脱炭素のまちづくりに向けた包括連携協定を締結 ・東京電力パワーグリッド株式会社との脱炭素社会の実現に向けた共創推進に関する連携協定を締結
令和5年度	・第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定 ・ウォータースタンド株式会社と脱炭素社会の実現に向けたプラスチックごみ削減の推進に関する連携協定を締結

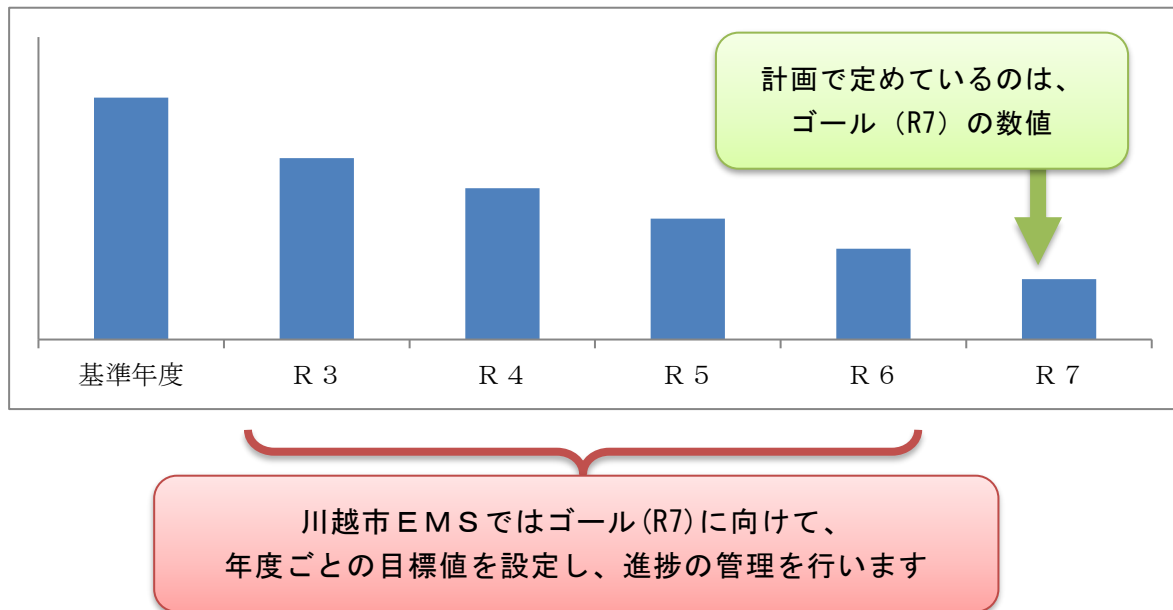
第3章 公共施設全体の取組

1. 公共施設全体の環境目標

川越市 EMS における公共施設全体の環境目標の指標は「第五次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」及び「第五次川越地区消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」のエネルギー使用量等の削減目標と同じ項目にしています。

上記2つの計画では、エネルギー使用量等の削減について、令和7年度の数値目標を設定しています。川越市 EMS では、その目標を達成するための年度ごとの目標値を設定します。年度ごとの目標値は2つの計画の目標値を合算し、市役所と消防組合全体での目標として管理しています。

〔イメージ図〕



〔目標項目と目標値〕

	H25 実績値（基準）	R7 目標値
電力使用量（kWh）	38,530,577	31,671,513
ガソリン使用量（ℓ）	218,586	180,062
その他燃料使用量（t-CO ₂ ）	6,803	6,214
コピー用紙の購入量（枚）	48,242,000	47,240,000
水道使用量（m ³ ）	708,991	708,991

2. 公共施設全体の環境目標の取組結果

(1) 電力使用量【結果：×】

単位：kWh

	目標値	実績値	市役所	消防組合
H25 (基準年度)	—	38,530,577	37,657,439	873,138
R2	38,944,053	43,851,530	42,837,265	1,014,265
R3	40,232,172	43,426,449	42,422,110	1,004,339
R4	40,232,172	42,781,842	41,793,412	988,430
R5	40,232,172	43,114,592	42,148,267	966,325

令和5年度の実績値は、昨年度に比べ増加し、目標を達成することができませんでした。

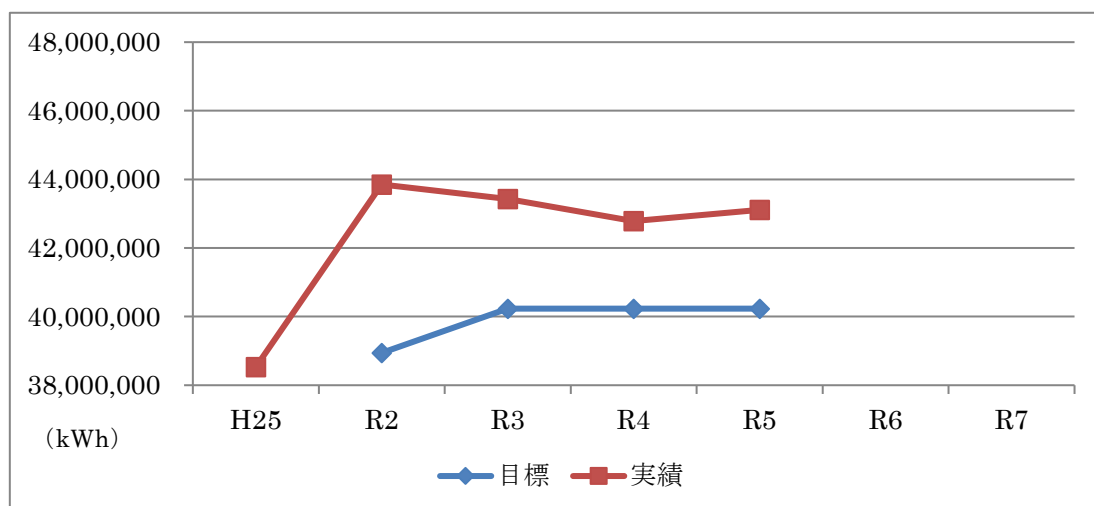
〔原因考察〕

令和5年度は、夏の平均気温が過去最高を記録し、特に厳しい暑さが続いたことによりエアコンの使用時間が増えたことや資源化センターにおいて、熱回収施設の稼働日数減少に伴い自家発電量が減り、買電力使用量が増えたことなどが目標を達成できなかったものと考えられます。

〔今後の対応〕

新規の施設の稼働開始や稼働率の上昇、増設した設備の稼働開始などにより、電力使用量は年々増加傾向にあります。本庁舎においては、個別空調設備の導入や照明設備のLED化により、電力使用量が減少しているため、他の公共施設においても、空調や照明設備の更新を進める必要があると考えられます。

今後も職員による節電を推進すると同時に、設備改修などの機会をとらえて省エネ性能の高い機器への入替えを図り、電力使用量の削減に努めます。



	目標値	実績値	市役所	消防組合
H25 (基準年度)	—	218,586	136,611	81,975
R2	216,081	179,820	101,790	78,030
R3	192,906	181,740	95,240	86,500
R4	189,696	195,556	92,425	103,131
R5	189,696	201,588	95,998	105,590

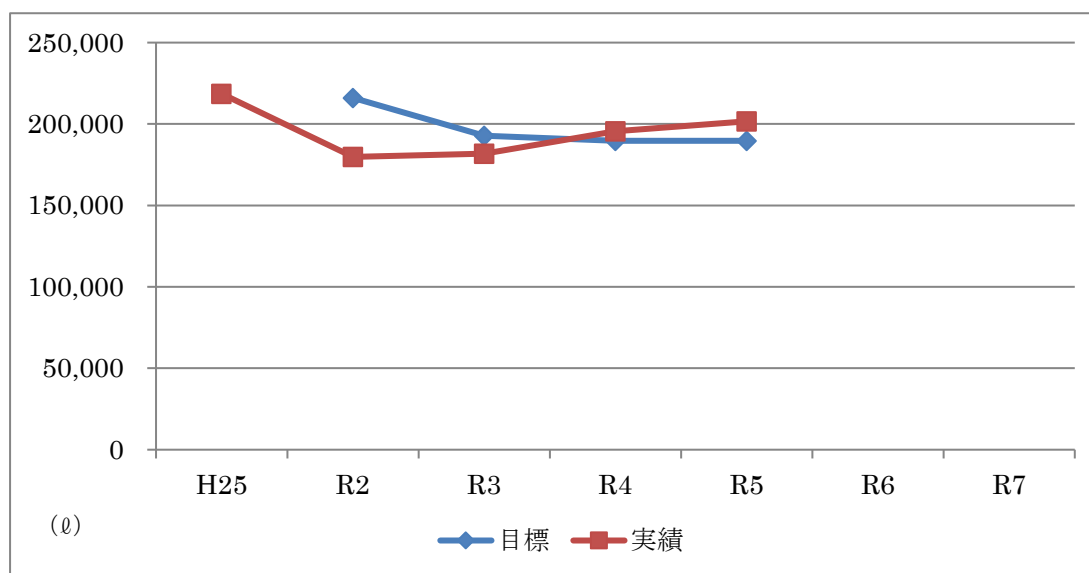
令和5年度の実績値は、昨年度に比べ増加し、目標を達成することができませんでした。

〔原因考察〕

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、市役所では公用車を利用して出張する機会が増えたこと、消防組合では災害出場、救急件数が増加したことなどが増加の主な要因と考えられます。

〔今後の対応〕

環境性能に優れた自動車の導入、エコドライブの徹底、自転車の利用促進により、ガソリン使用量の削減を図っていきます。



	目標値	実績値		
			市役所	消防組合
H25 (基準年度)	—	6,803	6,619	184
R2	6,487	7,689	7,554	135
R3	7,540	7,213	7,084	130
R4	7,208	7,288	7,158	130
R5	7,208	7,719	7,597	122

その他燃料使用量とは、ガソリン以外の燃料（灯油、軽油、重油、LPG、都市ガス）の使用量を二酸化炭素換算した数値です。

令和5年度の実績値は、昨年度に比べ上回り、目標を達成することができませんでした。

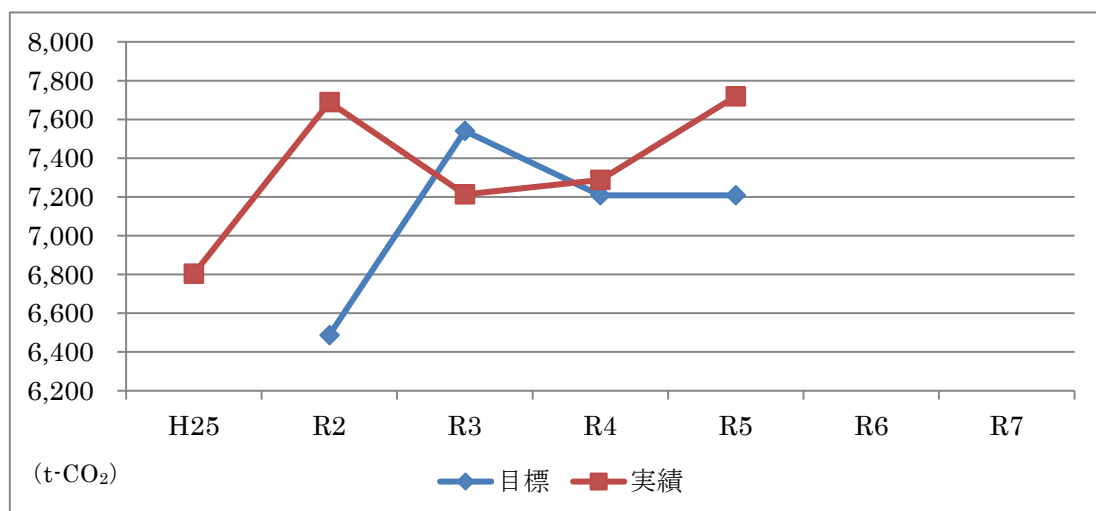
〔原因考察〕

その他燃料使用量（二酸化炭素排出量に換算した排出量）は、主にLPG、都市ガスの使用が大きく影響していると考えられます。

令和5年度は、資源化センターにおいて、機器整備のため、通常より多く炉の立ち上げ・立ち下げを行う必要があったことに伴い都市ガスの使用量が増加したことや、令和5年の夏は埼玉県に熱中症警戒アラートが25回発表されるなど厳しい暑さが続き、エアコンの使用時間が増えたことなどが増加の要因として考えられます。

〔今後の対応〕

職員による省エネを推進すると同時に、設備改修などの機会をとらえて省エネ性能の高い機器への入替えを図り、燃料使用量の削減に努めます。



	目標値	実績値		
			市役所	消防組合
H25 (基準年度)	—	48,242,000	47,055,000	1,187,000
R2	47,400,864	55,882,190	54,711,490	1,170,700
R3	52,431,000	53,840,215	53,284,715	555,500
R4	50,431,200	51,776,651	51,037,151	739,500
R5	50,431,200	47,124,575	46,174,075	950,500

令和5年度の実績値は、目標を達成することができました。

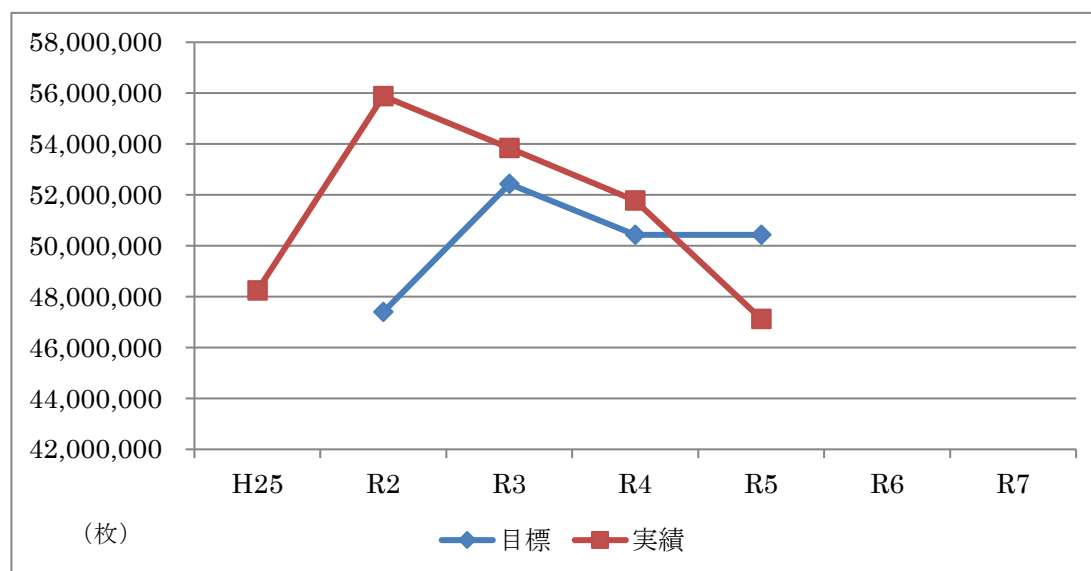
〔原因の考察〕

市役所では、計画の策定や制度改正に係る配布資料の作成などで大量の紙資源を消費しています。

令和5年度は令和4年度と比較し約465万枚減少しました。GIGAスクール構想による学校教育のICT化やペーパーレス会議の推進、経済的な印刷方法の徹底などの取組によるものと考えられます。

〔今後の対応〕

庁内で行われる会議等については、職員が業務で使用するパソコンを持参し、パソコンで資料を閲覧するなどして、会議等における資料のペーパーレス化の徹底を推進します。また、資料等の作成の際には、紙面を工夫することでページ数の削減を図ると同時に、過剰な余部印刷をしないよう努めます。



(5) 水道使用量【結果：○】

単位：m³

	目標値	実績値	市役所	消防組合
H25 (基準年度)	—	708,991	698,348	10,643
R2	715,190	555,053	544,628	10,425
R3	708,991	622,267	612,667	9,600
R4	708,991	644,965	635,497	9,468
R5	708,991	635,117	625,477	9,640

令和5年度の実績値は、昨年度実績より減少し、目標値以下に抑えることができました。

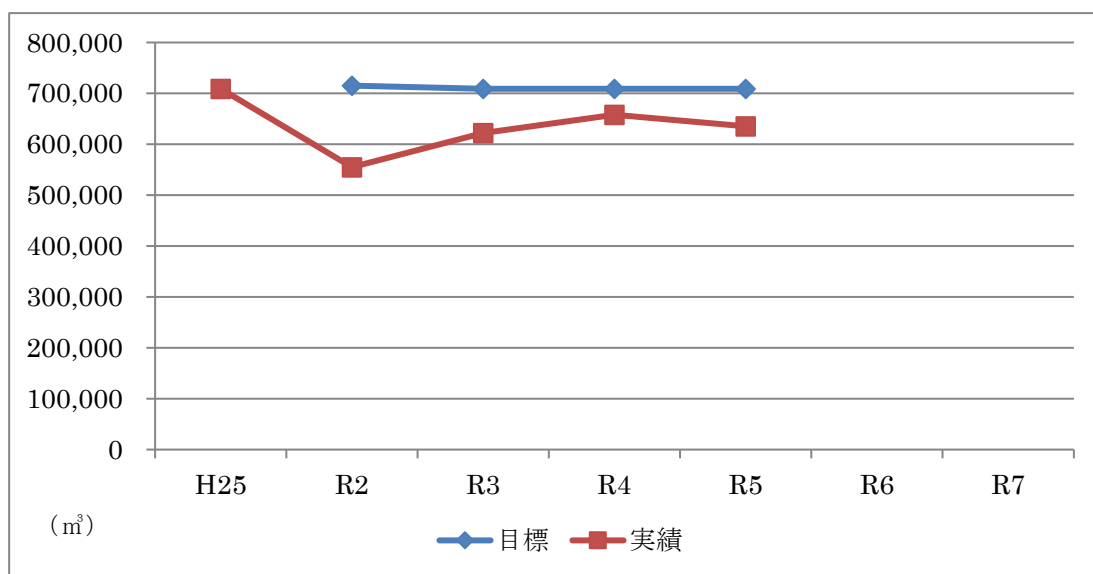
〔原因の考察〕

水道使用量については、空調設備等改修工事により本庁舎の冷却塔を撤去したことや、令和4年度に漏水等不具合が判明した施設の修繕を行ったことなどが達成の要因と考えられます。

〔今後の対応〕

公共施設では、施設の稼働率に水道使用量が左右されるため、職員の努力だけではなく、利用者への節水の呼びかけや、設備の効率的な運転を心がけ、削減を図っていきます。

また、公共施設の中には、老朽化により漏水等が発生する可能性があるため、こまめな日常点検を行い、漏水の早期発見に努めます。



3. 所属の取組状況

各所属は、業務の特性に応じて所属の環境目標を設定します。目標の内容は各所属が任意で設定しますが、公共工事の担当課では「公共工事における環境配慮指針」に基づく環境配慮率の目標を設定したり、事業担当課では環境に配慮した事業の実施についての目標を設定したりなど、内容は多岐にわたります。

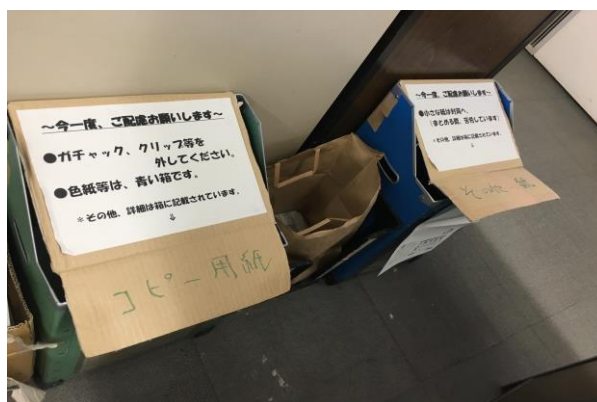
令和5年度の主な取組状況は以下のとおりです。

〔所属の主な環境目標〕

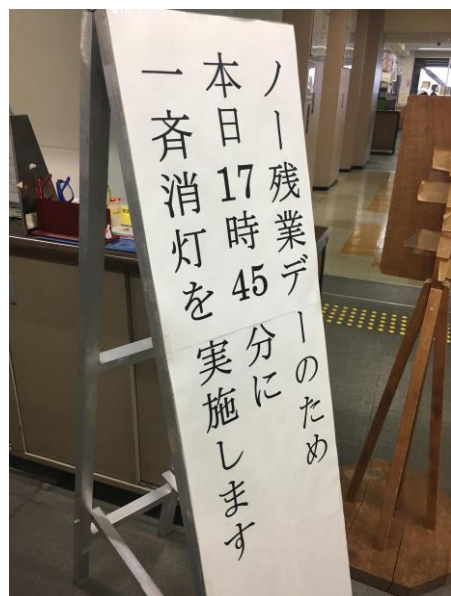
・庁用車の平均燃費向上（エコドライブ推進）	・コピー用紙購入量の削減
・グリーン購入法適合商品の購入	・コピーカウント数の削減
・環境関連講座の実施回数	・電気・ガス・水道使用量の削減
・公共工事における環境配慮率	・環境に関する図書の特集展示
・電子申請の導入件数	・ペーパーレス会議の開催



環境にやさしい自動車の導入・活用



課ごとに紙類のリサイクルボックスを設置



写真の左半分は誰もいないので消灯。職員が作業中の右半分だけ点灯しています。

時間外には不要な照明の消灯を徹底（上）
第3水曜日には一斉消灯を行い、エネルギー管理と職員のリフレッシュを図ります。（左）

目新しい取組ではありませんが、小さな努力の積み重ねを継続しています！

4. 環境関連法規制等の順守状況

川越市 EMS では、市が事業者として、また行政として順守すべき事務、施設管理、公共工事、環境施策に関する法規制等を該当所属ごとに管理しています。

事務に関する法規制等は以下の通りで、すべての所属に該当します。令和 5 年度はすべての所属で事務に関する法規制等（②～⑤）が順守されました。なお、「①国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に関する順守状況は次ページをご確認ください。

法規制等名称	該当条項	内容
①国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	第 4 ・ 10 ・ 11 条	物品の購入の際にはグリーン購入法の判断基準を満たす製品を購入するよう努めること。
②循環型社会形成推進基本法	第 11 条	再生品を使用すること等により循環型社会の形成に努めるとともに、循環資源（再生等が可能な廃棄物）については適正な処分を行うこと。
③特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	第 6 条	家電製品の廃棄を抑制するよう努めるとともに、排出の際には適切に処理すること。
④廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 3 条	廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、排出の際には適切に分別すること。
⑤埼玉県生活環境保全条例	第 33 条	運送の委託を行う際には、委託された者が粒子状物質対策自動車の運行について、同法の規定を遵守するよう処置を講じること。
	第 40 条第 1 項	自動車の駐停車時にはアイドリング・ストップを励行すること。

施設管理、事業配慮、環境施策に関する法規制等は該当する所属で管理しており、令和 4 年度は該当するすべての法規制等が順守されました。

【業務用エアコン等の適正な管理に努めています】

平成 27 年 4 月 1 日からフロン排出抑制法が施行され、業務用のエアコンや冷蔵冷凍庫などを管理している事業者は、点検の実施や漏えい量の算定が義務付けられました。

漏えい量は前年度のものを集計するため、令和 5 年度は令和 4 年度分の漏えい量を算定しました。各所属において適切に機器の管理が行われており、国への報告義務には該当しませんでした。

今後も簡易点検・定期点検を徹底し、環境に与える悪影響の軽減を図ります。



【グリーン購入の取組を推進しています】

令和3年4月1日に策定した「川越市グリーン購入基本方針」に基づき、物品等の調達に当たっては、調達の必要性を十分に検討した上で、調達目的に支障のない範囲で、グリーン購入に努めるものとしています。グリーン購入を重点的に推進する物品（川越市グリーン購入重点調達品目）及び判断基準については、「川越市グリーン購入ガイドライン」を別に定めています。

なお、グリーン購入の推進については、「川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進・管理体制をもって行い、川越市グリーン購入重点調達品目の調達実績について、毎年度終了後に取りまとめの上、公表するものとしています。

令和5年度は計9所属で、計20件の川越市グリーン購入ガイドラインの判断基準に適合した物品等の調達が行われませんでした。ガイドラインの判断基準に適合した物品等を調達できなかった物品及び理由は以下の通りです。



〔調達できなかった主な物品と件数及び理由〕

品目	調達できなかった件数	調達できなかった理由
文具類	12 件	・ 適合品がなかった ・ 予算内で購入できなかった
OA 機器等	4 件	・ 適合品がなかった
紙類	2 件	・ 適合品がなかった
繊維製品	1 件	・ 適合品がなかった
オフィス家具等	1 件	・ 適合品がなかった

今後も川越市グリーン購入基本方針及び川越市グリーン購入ガイドラインを各所属へ周知徹底し、市が調達する全ての物品等について、環境負荷低減に配慮した調達に努めます。

第 4 章 環境に与える影響が大きい施設の 法規制等順守状況

市の公共施設のうち、大気や水質等に大きな影響を与える施設における法規制等の順守状況は以下のとおりです。

1. 東清掃センターの取組

東清掃センターが規制を受ける法規制等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、放射性物質汚染対処特別措置法等があります。順守状況は以下のとおりです。

[法規制等順守状況]

項目		目標値	測定結果	測定回数	評価
ダイオキシン類 (排ガス)		1 ng-TEQ /m ³ N	＜1号炉＞ 0.089 ng-TEQ/m ³ N	各炉= 1回/年	○
			＜2号炉＞ 0.053 ng-TEQ/m ³ N		
ばいじん		0.02 g/m ³ N	＜0.001～0.001 g/m ³ N	各炉= 3回/年	○
硫黄酸化物(S _{ox})		100 ppm	4～13 ppm		
窒素酸化物(N _{ox})		180 ppm	70～99 ppm		
塩化水素(HCl)		200 mg/m ³ N	10～31 mg/m ³ N		
熱灼減量		10 %	3.6～6.5 %	1回/月	○
最終処分に係る 飛灰等溶出試験		※1	※1	2回/年 ※2	※1
騒音（敷地境界）		朝夕 50 dB 昼 55 dB 夜 45 dB	朝夕 45～57 dB 昼 47～59 dB 夜 43～56 dB	1回/年 ※2	※3
振動（敷地境界）		昼 60 dB 夜 55 dB	昼 ＜30 dB 夜 ＜30～31 dB	1回/年 ※2	○
臭気指数（敷地境界）		14	＜10	1回/年 ※2	○
防爆 ボイラー	ばいじん	0.30 g/m ³ N	＜0.001 g/m ³ N	2回/年	○
	窒素酸化物	160 ppm	23～24 ppm		
放射性物質（焼却灰）		※4	不検出～12 Bq/kg	1回/月	○
放射性物質（飛灰）			30～93 Bq/kg		
放射性物質（排ガス）		※5	不検出		
敷地境界放射線量		※6	0.05～0.09 μSv/h	7日に 1回以上	○
水銀		※7	＜1.0～1.0 μg/m ³ N	各炉= 3回/年	○

- ※ 1 測定項目は多数、「鉛又はその化合物」の項目を除く全ての測定項目で目標値以下です。なお、法令基準値は最終処分する場合に限るもので、令和 5 年度は飛灰等を全量再資源化したため、その再資源化時に適正に処理されているため参考値扱い。
- ※ 2 測定回数についての定めはありません。
- ※ 3 施設停止時に測定した結果から暗騒音によるものと推定され、苦情等もないことから参考値扱い。
- ※ 4 平成 24 年 1 月 1 日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により月 1 回以上の調査義務が定められました。なお、環境省令によって基準値（8，000 Bq/kg 以下）が定められました。
- ※ 5 平成 24 年 1 月 1 日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により月 1 回以上の調査義務が定められました。
- ※ 6 平成 24 年 1 月 1 日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により 7 日に 1 回以上の調査義務が定められました。なお、環境省令によって基準値（0.23 μ Sv/h 以下）が定められました。
- ※ 7 平成 30 年 4 月 1 日より「大気汚染防止法」により 6 箇月を超えない作業期間ごとに 1 回以上の調査義務が定められました。なお、規制値は 50 μ g/ m^3 N となっています。

2. 資源化センターの取組

資源化センターが規制を受ける法規制等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、埼玉県溶融スラグ有効利用指針品質基準、放射性物質汚染対処特別措置法等があります。それぞれの順守状況は以下のとおりです。

[法規制等順守状況]

項目	目標値	測定結果	測定回数	評価
ダイオキシン類 (排ガス)	0.005 ng-TEQ / m^3 N	0.000011～0.00063 ng-TEQ / m^3 N	各炉= 2 回/年	○
ばいじん	0.02 g/ m^3 N	0.0004～0.0009 g/ m^3 N	各炉= 6 回/年	○
硫黄酸化物(Sox)	10ppm	<1 ppm		
窒素酸化物(Nox)	50ppm	<9～26 ppm		
塩化水素(HCl)	10ppm	<0.5～1.2 ppm		
熱灼減量	5%	<0.01～0.75 %	1 回/月	○
最終処分に係る 飛灰等溶出試験	※ 1	※ 1	1 回/月	○
騒音（敷地境界）	朝夕 50 dB 昼 55 dB 夜 45 dB	朝夕 41～49 dB 昼 47～49 dB 夜 39～41 dB	1 回/年 ※2	○
振動（敷地境界）	昼 60 dB 夜 55 dB	昼 <25～38 dB 夜 <25～27 dB	1 回/年 ※2	○
臭気指数（敷地境界）	14	<10～14	1 回/年 ※2	○
水質（処理水）	※ 1	※ 1	1 回/月	○
ダイオキシン類（処理水）	10pg-TEQ/ ℓ	1.3 pg-TEQ/ ℓ	1 回/年	○

項目	目標値	測定結果	測定回数	評価
スラグ品質基準	※ 1	※ 1	1 回/月	○
放射性物質（溶融スラグ）	※ 3	不検出	1 回/月	○
放射性物質（溶融飛灰）		33～59 Bq/kg		
放射性物質（溶融不適物）		不検出		
放射性物質（放流水）	※ 4	不検出		
放射性物質（排ガス）				
敷地境界放射線量	※ 5	0.02～0.07 μ Sv/h	7 日に 1 回以上	○
水銀	※ 6	<0.006～0.058 μ g/m ³ N	各炉=6 回/年	○

※ 1 測定項目は多数、全ての測定項目が目標値以下です。

※ 2 測定回数についての定めはありません。

※ 3 平成 24 年 1 月 1 日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により月 1 回以上の調査義務が定められました。なお、環境省令によって基準値（8, 000 Bq/kg 以下）が定められました。

※ 4 平成 24 年 1 月 1 日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により月 1 回以上の調査義務が定められました。

※ 5 平成 24 年 1 月 1 日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により 7 日に 1 回以上の調査義務が定められました。なお、環境省令によって基準値（0.23 μ Sv/h 以下）が定められました。

※ 6 平成 30 年 4 月 1 日より「大気汚染防止法」により 4 箇月を超えない作業期間ごとに 1 回以上の調査義務が定められました。なお、規制値は 50 μ g/m³ N となっています。

3. 小畔の里クリーンセンターの取組

小畔の里クリーンセンターが規制を受ける法規制等は、ダイオキシン類対策特別措置法、放射性物質汚染対処特別措置法です。順守状況は以下のとおりです。

[法規制等順守状況]

項目	目標値	測定結果	測定回数	評価
ダイオキシン類(放流水)	10pg-TEQ/ℓ以下	0.000039pg-TEQ/ℓ	1 回/年	○
ダイオキシン類 (地下水ピット)	1pg-TEQ/ℓ以下	0.064pg-TEQ/ℓ		
ダイオキシン類 (地下水周縁)		0.062pg-TEQ/ℓ		
放射性物質（放流水）	※ 1	不検出	1 回/月	○
放射性物質 (地下水上流)				
放射性物質 (地下水下流)				
敷地境界放射線量	※ 2	0.05～0.07 μ Sv/h	7 日に 1 回以上	○

※ 1 平成 24 年 1 月 1 日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により月 1 回以上の調査義務が定められました。

※ 2 平成 24 年 1 月 1 日より「放射性物質汚染対処特別措置法」により 7 日に 1 回以上の調査義務が定められました。なお、環境省令によって基準値（0.23 μ Sv/h 以下）が定められました。

4. 環境衛生センターの取組

環境衛生センターが規制を受ける法規制等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、埼玉県生活環境保全条例、騒音規制法、悪臭防止法、下水道法、川越市下水道条例等があります。順守状況は以下のとおりです。

[法規制等順守状況]

項目	目標値	測定結果	測定回数	評価
pH	5.0～9.0	6.2～7.5	2回/月	○
SS	600 mg/ℓ以下	6～55 mg/ℓ		
BOD	600 mg/ℓ以下	1～15 mg/ℓ		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	30 mg/ℓ以下	1未満～2 mg/ℓ	1回/月	○
リン含有量	32 mg/ℓ以下	2.2～7 mg/ℓ	2回/月	○
窒素含有量	240 mg/ℓ以下	2.3～14 mg/ℓ		
沃素消費量	220 mg/ℓ以下	5未満～5 mg/ℓ	1回/月	○

第2部 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

第1章 市役所における取組状況

1. 温室効果ガスの排出削減目標

第五次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標は、令和7年度までに基準年度（平成25年度）比で温室効果ガスを16.1%以上削減することです。

	H25 (基準年度)	目標	R7 (目標値)
排出量 (t-CO ₂)	55,301	16.1%以上削減	46,410

2. 部局ごと温室効果ガス排出量

単位：t-CO₂

部局	ガス種類	H25	R4	R5		R7		
		(基準年度)	実績値	実績値		第五次計画目標年度		
		排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	基準 年度比	目標 排出量 (t-CO ₂)	基準 年度比	R5 年度比
市長部局	エネルギー 起源 CO ₂	14,766	13,777	15,274	3.4%	10,597	-28.2%	-30.6%
	その他ガス ※	28,579	43,607	31,714	11.0%	27,229	-4.7%	-14.1%
教育委員会 部局	エネルギー 起源 CO ₂	7,987	7,249	7,715	-3.4%	5,731	-28.2%	-25.7%
	その他ガス ※	12	42	43	261.2%	11	-8.3%	-74.6%
上下 水道局	エネルギー 起源 CO ₂	3,953	2,878	3,234	-18.2%	2,837	-28.2%	-12.3%
	その他ガス ※	4	3	6	43.1%	4	0.0%	-30.1%
3部局 合計	エネルギー 起源 CO ₂	26,706	23,903	26,224	-1.8%	19,166	-40.0%	-26.9%
	その他ガス ※	28,595	43,653	31,763	11.1%	27,244	-6.7%	-14.2%
	合計	55,301	67,556	57,987	4.9%	46,410	-22.8%	-20.0%

◆端数処理により、3部局合計値、基準年度比削減率、令和5年度比削減率が一致しないことがあります。

※「その他ガス」は、非エネルギー起源 CO₂（一般廃棄物の焼却等による CO₂ の排出）、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) の排出量の合算値です。

令和 5 年度の温室効果ガス排出量は、基準年度比で約 2,686t-CO₂ 増加しました。

主な増加要因としては、一般廃棄物に含まれるプラスチックごみ（廃プラスチック）の量が増加していることが考えられます。なお、エネルギー起源 CO₂ 排出量は減少傾向にあります。令和 7 年度の目標を達成するためには、省エネルギー対策を徹底して取り組む必要があります。

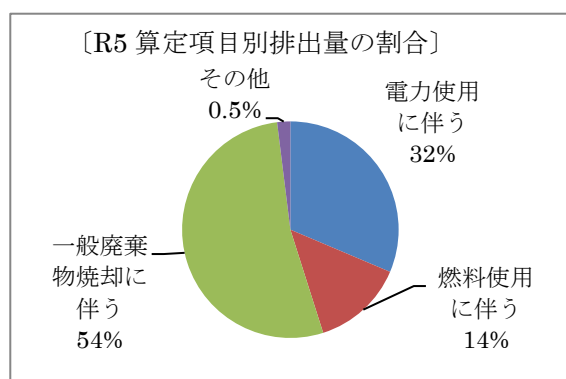
3. 算定項目別排出量（3 部局合計）

単位：t-CO₂

調査項目		H25	R4	R5
①使用電力に伴う排出量		19,770	16,511	18,461
②燃料使用に伴う排出量	ガソリン	317	218	223
	灯油	1,105	264	230
	軽油	222	246	230
	A重油	920	34	33
	LPG	96	194	184
	都市ガス	4,301	6,496	6,920
③自動車走行に伴う排出量		15	10	11
④一般廃棄物焼却に伴う排出量	連続燃焼式	1,530	1,510	1,430
	廃プラスチック	26,862	41,961	30,000
⑤下水処理に伴う排出量		15	15	15
⑥し尿処理に伴う排出量		105	44	44
⑦合併処理浄化槽等による排出量		36	48	190
⑧その他（HFC・笑気ガス）		6	5	16
職員の取組が反映される指標の合計〔①+②+③〕		26,746	23,972	26,292
その他の合計〔④+⑤+⑥+⑦+⑧〕		28,554	43,584	31,695
温室効果ガス総排出量		55,301	67,556	57,987

※表中の数値は小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも「温室効果ガス総排出量」と合致しません。

※「第五次計画」から、温室効果ガス排出量の算定に用いる「排出係数」及び「地球温暖化係数」を変更しています。



算定項目別にみると、一般廃棄物の焼却に伴う排出（④）が全体の 54% を占めています。一般廃棄物の焼却は市役所だけでなく市域全体から排出されるごみの焼却が含まれるため、削減に向けては市民及び事業者へ、今後ともごみの排出削減を呼びかける必要があります。

市の公共施設における電力使用による温室効果ガス排出量（①）は全体の 32% を占めています。新設の公共施設への再生可能エネルギー導入や、既存施設の設備更新

時に環境配慮型の機器を導入するなどの対策を講じ、電力使用に伴う温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。

第2章 消防組合における取組状況

1. 温室効果ガスの排出削減目標

第五次川越地区消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の目標は、令和7年度までに基準年度（平成25年度）比で温室効果ガスを18.1%以上削減することです。

	H25 (基準年度)	目標	R7 (目標値)
排出量 (t-CO ₂)	839	18.1%以上削減	687

2. 温室効果ガス排出量（エネルギー起源及びその他ガス）

ガス種類	H25	R4	R5		R7		
	(基準年度)	実績値	実績値		第五次計画目標年度		
	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	基準 年度比	目標 排出量 (t-CO ₂)	基準 年度比	R5 年度比
エネルギー 起源 CO ₂	833	828	808	-3.0%	681	-28.2%	-15.7%
その他ガス ※	6	6	8	44.8%	5	-4.7%	-34.2%
合計	839	834	816	-2.7%	687	-4.7%	-15.9%

◆端数処理により、基準年度比削減率及び令和5年度比削減率が一致しないことがあります。

※「その他ガス」は、非エネルギー起源 CO₂（一般廃棄物の焼却等による CO₂ の排出）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出量の合算値です。

3. 算定項目別温室効果ガス排出量

単位：t-CO₂

単位：t-CO ₂ 調査項目		H25	R4	R5
①使用電力に伴う排出量		458	452	442
②燃料使用に伴う排出量	ガソリン	190	247	245
	灯油	3	5	3
	軽油	102	85	84
	A重油	0	0	0
	LPG	35	30	24
	都市ガス	45	10	11
③自動車走行に伴う排出量		4	5	4
④その他（HFC・笑気ガス）		1	1	4
温室効果ガス総排出量		839	834	816

消防組合においては、令和5年度の温室効果ガス排出量は、基準年度比で23t-CO₂ 減少しました。

しかし、ガソリン使用量は新型コロナウイルス感染症や熱中症による搬送件数の増加により、基準年度に比べ29%増加しています。

今後とも職場会議や職員研修等を通し、省エネについて意識啓発を行い、温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。

※表中の数値は小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも「温室効果ガス総排出量」と合致しません。

※「第五次計画」から、温室効果ガス排出量の算定に用いる「排出係数」及び「地球温暖化係数」を変更しています。

第3部

令和4年度実施報告書に対する市民意見

「川越市環境マネジメントシステム実施報告書(令和4年度)」(令和5年10月発行)について、令和5年11月30日を締切に意見等を募集しましたが、寄せられた意見等はありませんでした。

市民意見等様式

本報告書について、ご意見等がございましたら、郵送、FAX 又は e-mail によりお寄せください。

提出期限：令和6年 12 月 13 日(金)

提出先：川越市 環境政策課 地球温暖化対策担当

〔住所〕〒350-8601 川越市元町 1-3-1

〔FAX〕 049-225-9800

〔電話〕 049-224-5866(環境政策課直通)

〔メールアドレス〕 kankyoseisaku★city.kawagoe.lg.jp

(@の部分を★と表示しています)

プロフィールについて、お聞かせください。

〔年代〕 ☐10 代 ☐20 代 ☐30 代 ☐40 代 ☐50 代 ☐60 代以上

〔性別〕 ☐男性 ☐女性 ☐その他 ☐回答しない

〔属性〕 ☐市民 ☐事業者 ☐民間団体 ☐行政 ☐その他()

〔氏名〕

〔住所〕

〔電話〕

報告書全般についての感想をお聞かせください。

☐大変わかりやすい ☐わかりやすい ☐普通 ☐わかりにくい ☐大変わかりにくい

(理由)

報告書について印象に残った点、改善すべき点についてお聞かせください。

印象に残った点:

改善すべき点:

その他、ご意見等がございましたら、下記欄に記入してください。

--

川越市環境マネジメントシステム実施報告書（令和 5 年度）

令和 6 年 11 月発行

◇問い合わせ先◇

川越市 環境部 環境政策課

〔住所〕 〒350-8601 川越市元町 1 丁目 3 番地 1

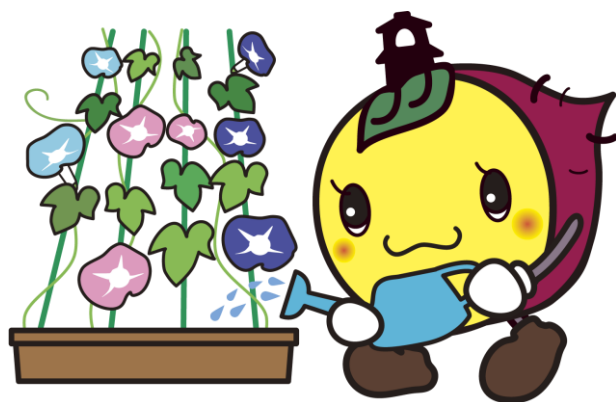
〔電話〕 049-224-5866（環境政策課直通）

〔FAX〕 049-225-9800

〔メールアドレス〕 kankyoseisaku★city.kawagoe.lg.jp

（@の部分を★と表示しています）

〔ホームページ URL〕 <https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>



川越市マスコットキャラクター ときも